

令和5年度和歌山県一般会計補正予算

和歌山県

目 次

令和5年度和歌山県一般会計補正予算	-----	1
令和5年度和歌山県一般会計補正予算	-----	11

令和 5 年度和歌山県一般会計補正予算

令和 5 年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,926,808 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 619,740,278 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 995,823	千円 1,280	千円 997,103
	2 負担金	972,191	1,280	973,471
9 国庫支出金		98,750,461	5,909,944	104,660,405
	2 国庫補助金	62,478,057	5,909,944	68,388,001
12 繰入金		15,422,480	4,384	15,426,864
	2 基金繰入金	15,144,206	4,384	15,148,590
15 県債		58,256,100	11,200	58,267,300
	1 県債	58,256,100	11,200	58,267,300
歳入合計		613,813,470	5,926,808	619,740,278

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 31,611,609	千円 1,419,200	千円 33,030,809
	1 総務管理費	13,525,851	175,464	13,701,315
	2 企画費	5,999,651	430,836	6,430,487
	6 防災費	4,380,983	812,900	5,193,883
3 民生費		82,097,493	975,586	83,073,079
	1 社会福祉費	62,287,117	777,389	63,064,506
	2 児童福祉費	16,113,263	194,447	16,307,710
	3 生活保護費	3,651,447	3,750	3,655,197
4 衛生費		42,267,631	875,179	43,142,810
	2 環境衛生費	1,195,185	37,150	1,232,335
	4 医薬費	7,416,155	838,029	8,254,184
6 農林水産業費		22,470,833	1,006,641	23,477,474
	1 農業費	6,162,807	170,891	6,333,698
	2 畜産業費	405,924	331,238	737,162
	3 農地費	4,712,741	11,100	4,723,841
	4 林業費	7,132,653	387,115	7,519,768
	5 水産業費	2,328,690	106,297	2,434,987
7 商工費		94,010,003	1,185,389	95,195,392
	1 商業費	86,675,037	1,185,389	87,860,426
8 土木費		75,570,118	12,800	75,582,918
	3 河川海岸費	16,133,379	12,800	16,146,179
10 教育費		106,898,011	447,949	107,345,960
	1 教育総務費	13,137,705	16,974	13,154,679
	8 大学費	6,805,309	430,975	7,236,284
12 公債費		71,748,944	4,064	71,753,008
	1 公債費	71,748,944	4,064	71,753,008
歳 出 合 計		613,813,470	5,926,808	619,740,278

第2表 債務負担行為の補正

1 追加

事 項	期 間	限 度	額
1 令和5年度総合防災情報システム (移動系)整備	令和6年度 (1年)		346,844 <small>千円</small>
2 令和5年度和歌山県立情報交流セ ンター指定管理者の指定に係る協 定	自 令和5年度 至 令和10年度 (6年)		439,730
3 令和5年度和歌山県NPOサポー トセンター指定管理者の指定に係 る協定	自 令和5年度 至 令和10年度 (6年)		132,895
4 令和5年度和歌浦漁港指定漁港施 設指定管理者の指定に係る協定	自 令和5年度 至 令和10年度 (6年)		62,175
5 令和5年度和歌山県和歌山マリー ナ(ディンギーマリーナ)指定管 理者の指定に係る協定	自 令和5年度 至 令和10年度 (6年)		36,120
6 令和5年度県民交流プラザ和歌山 ビッグ愛・和歌山ビッグホエール ・武道・体育センター和歌山ビ ッグウェーブ指定管理者の指定に係 る協定	自 令和5年度 至 令和10年度 (6年)		655,613
7 令和5年度地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債務(グリーン 共同発行市場公募地方債)	自 令和5年度 至 令和15年度 (11年)	元金109,000,000千円及びこれに対 する利子に相当する額	

第3表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 対 策 事 業	千円 555,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 567,000	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止 対策事業	千円 3,885,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>3,885,800</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>

令和5年度和歌山県一般会計補正予算

令和5年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,050,637千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ633,790,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		104,660,405 ^{千円}	5,774,314 ^{千円}	110,434,719 ^{千円}
	1 国庫負担金	35,177,854	5,774,314	40,952,168
12 繰入金		15,426,864	722,923	16,149,787
	2 基金繰入金	15,148,590	722,923	15,871,513
15 県債		58,267,300	7,553,400	65,820,700
	1 県債	58,267,300	7,553,400	65,820,700
歳入合計		619,740,278	14,050,637	633,790,915

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 83,073,079	千円 25,000	千円 83,098,079
	4 災 害 救 助 費	45,666	25,000	70,666
6 農 林 水 産 業 費		23,477,474	52,104	23,529,578
	4 林 業 費	7,519,768	10,000	7,529,768
	5 水 産 業 費	2,434,987	42,104	2,477,091
8 土 木 費		75,582,918	3,457,423	79,040,341
	2 道 路 橋 り よ う 費	43,643,906	925,700	44,569,606
	3 河 川 海 岸 費	16,146,179	2,321,200	18,467,379
	4 港 湾 費	5,291,094	210,523	5,501,617
10 教 育 費		107,345,960	10,975	107,356,935
	6 社 会 教 育 費	3,334,126	10,975	3,345,101
11 災 害 復 旧 費		6,701,044	10,505,135	17,206,179
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	885,414	140,000	1,025,414
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,815,630	10,300,000	16,115,630
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	—	65,135	65,135
歳 出 合 計		619,740,278	14,050,637	633,790,915

第2表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 16,600	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	災害弔慰金の支給等に関する法律第15条第2項の規定による融資条件に従うものとする。

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現年補助災害復旧事業	千円 2,083,200	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
単独災害復旧事業	340,000	以下同上	以下同上	以下同上
防災対策事業	567,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>5,398,800</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
<p>4,031,700</p>	<p>以下同上</p>	<p>以下同上</p>	<p>以下同上</p>
<p>917,000</p>			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止 対策事業	千円 3,885,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行（ 他の地方公共 団体との共同 発行を含む。）	% 5.0以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率）	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>3,895,800</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急浚渫推進事業	千円 1,000,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,169,500	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	% 5.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。

和歌山県報

令和五年七月十一日

号外

別冊